

令和2年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進)事後評価結果(令和2年度)

東北農政局

目的	目 標	事業メニュー	評価結果					
			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上								
	1－1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(1)有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握、(2)安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証、(3)農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施、(4)協議会の開催等	A	A	A	A	－	－
	1－2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	(1)カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及、(2)水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及、(3)カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動	－	－	A	A	－	－
	2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(1)農薬の安全使用の推進、(2)農薬の適切な管理及び販売の推進、(3)農薬残留確認調査等の実施、(4)実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証、(5)農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立、(6)埋設農薬処理の進行管理の実施、(7)埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施、(8)農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修	A	A	A	A	A	A
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止								
	1 家畜衛生の推進	(1)監視体制の整備・強化、(2)家畜の伝染性疾病の発生予防、(3)家畜の伝染性疾病のまん延防止、(4)畜産物の安全性向上、(5)野生動物の対策強化、(6)家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備、(7)家畜の伝染性疾病の発生予防、(8)家畜の伝染性疾病のまん延防止、(9)畜産物の安全性向上、(10)野生動物の対策強化	A	A	A	A	A	A
	2 養殖衛生管理体制の整備	(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視、(4)養殖衛生管理機器の整備、(5)疾病の発生予防・まん延防止	A	A	A	A	A	A
	3 病害虫の防除の推進	(1)薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立、(2)農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立、(3)農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立	A	A	－	A	A	A
	4 重要病害虫の特別防除等	(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施、(2)移動規制病害虫特別防除、(3)重要病害虫の防除、(4)特殊病害虫緊急防除、(5)特殊病害虫根絶防除	A	A	A	A	A	A
総 合 評 価			A	A	A	A	A	A

※参考：評価A(達成率80%以上)、評価B(達成率50%以上80%未満)、評価C(達成率50%未満)

特別交付型交付金

目的	目 標	事業メニュー	評価結果					
			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上								
	1－1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(2)安全性向上の有効性・実行可能性の検証	—	—	—	—	—	—
	2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(6)埋設農薬処理の進行管理の実施、(7)埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施	—	—	—	—	—	—
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止								
1 家畜衛生の推進	(1)監視体制の整備・強化、(2)家畜の伝染性疾病の発生予防、(3)家畜の伝染性疾病のまん延防止、(4)畜産物の安全性向上、(5)野生動物の対策強化、(6)家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備、(7)家畜の伝染性疾病の発生予防、(8)家畜の伝染性疾病のまん延防止、(9)畜産物の安全性向上、(10)野生動物の対策強化		—	—	—	適正	適正	適正
2 養殖衛生管理体制の整備	(5)疾病の発生予防・まん延防止		—	—	—	—	—	—
3 病害虫の防除の推進	(1)薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立、(2)農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立		—	—	—	—	—	—
4 重要病害虫の特別防除等	(2)移動規制病害虫特別防除、(3)重要病害虫の防除、(4)特殊病害虫緊急防除、(5)特殊病害虫根絶防除		—	—	—	—	—	—

令和2年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進)事後評価結果(令和元年度補正)

特別交付型交付金

目的	目 標	事業メニュー	評価結果					
			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上								
	1ー1 安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	(2)生産・貯蔵・加工段階で農畜産物等(林産物、水産物、飼料作物及び農用地の土壌を含む。)を汚染する有害化学物質(カビ毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類等)及び有害微生物(カンピロバクター、腸管出血性大腸菌O157等)のリスク管理措置の検証	—	—	—	—	—	—
	2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 (7)埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施	—	—	—	—	—	—
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止								
	1 家畜衛生の推進	(1)監視体制の整備 (2)危機管理体制の整備 (3)家畜衛生対策による生産性向上の推進 (4)畜産物の安全性向上 (5)家畜衛生の推進に係る関連機器の整備(自然災害等により被害を受けた家畜保健衛生所における円滑な事業の遂行が困難となった場合は、家畜の伝染性疾病のまん延のおそれがあるものとみなすことが出来る。) (6)農場バイオセキュリティの向上(地区推進事業) (7)家畜衛生対策による生産性向上の推進(8)畜産物の安全性向上 (9)農場バイオセキュリティの向上	適正	適正	適正	適正	適正	適正
	2 養殖衛生管理体制の整備	(5)疾病の発生予防・まん延防止(特定疾病まん延防止措置に関するものに限る。)	—	—	—	—	—	—
	4 重要病害虫の特別防除等	(2)移動規制病害虫特別防除、(3)重要病害虫の防除、(4)特殊病害虫緊急防除、(5)特殊病害虫根絶防除	適正	適正	適正	適正	適正	適正